

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業の実施に関する事務 基礎項目評価書【令和6年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
廿日市市は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益の保護に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減するための適切なセキュリティ対策を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を図っていくことを宣言します。	
特記事項	

評価実施機関名
広島県廿日市市長

公表日
令和6年6月4日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業の実施に関する事務
事務の概要	・「令和5年度廿日市市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱(告示第145号)」に基づく、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業を行っており、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下、「番号法」という。)の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会 公金受取口座情報等の照会 【情報連携の概要】・対象者の税情報等の確認のため、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。
システムの名称	1. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金システム 2. 中間サーバ・プラットフォーム

2. 特定個人情報ファイル名

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一第101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・別表第一告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示)17号
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	・番号法第19条第8号、別表第二第121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 ・別表第二告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示)18号

5. 評価実施機関における担当部署

部署	生活福祉課価格高騰重点支援給付金担当
所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	廿日市市健康福祉部生活福祉課価格高騰重点支援給付金担当 廿日市市新宮一丁目13番1号 電話0829-30-9225(直通)
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	廿日市市健康福祉部生活福祉課価格高騰重点支援給付金担当 廿日市市新宮一丁目13番1号 電話0829-30-9225(直通)
-----	---

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

变更箇所

[illegible]